



# よりよい明石の教育に向けて

【あかし教育懇話会 第6回会議資料】

あかし教育懇話会

# 目 次

1. 前回会議より \_\_\_\_\_ P1
2. 教育環境の整備 \_\_\_\_\_ P2
3. 参考資料 \_\_\_\_\_ P10

# 1. 前回会議より

前回（第5回）会議では、明石市の学校教育における、教育環境の整備について意見交換を行った。

教育環境にはいくつかの要素があるが、まず、学校のハード面について、現状や課題に関して話し合いを行った。学校の耐震化整備や校内美化は進んでいるものの、委員からは、校舎外観の美化、設備のバリアフリー化、空調設備の導入などをもっと進めるべきとの意見が出された。また、一部の学校については、雨漏り、西日を遮るカーテンがない、トイレが汚く使うことが躊躇されるといった現状報告もあり、早急に対策が必要との声もあった。さらに、通学路（道路）の安全性の向上や、学校の出入りで子どもの歩行と車の動線を分けるべきといった安全面における意見もあった。

次に、学校規模に関する意見交換を行った。明石市の小規模校・大規模校の状況と、一般的な小規模校・大規模校のメリット・デメリットをふまえ、学校規模の適正化について話し合った。少子化により将来はさらに学校規模が小さくなることも想定されるため、通学区域の調整や学校統廃合によって学校規模の維持を考える必要があるとの意見、各校区の地域性や事情に配慮すべきという意見、地域との関係が希薄にならないように、地域と密着した区域をベースにそこから広げたブロックで選択肢を広げてはどうかという意見など、さまざまな意見が出された。また、小規模校で部活動の数が減少していることから、こうした現状には早急な対策が必要との意見もあった。難しい問題であり、簡単に結論を出すべきことではないとの認識のもと、事例の資料なども加え、次回も引き続き学校規模の適正化に関する意見交換を行うこととなった。

## 《教育環境の整備(学校のハード面)に関する主な意見》

- ◆ 校舎外観の美化も考えるべき。
- ◆ 学校のバリアフリー化が必要。
- ◆ 雨漏りのする学校、カーテンのない学校、子どもが授業中に熱中症になった学校もある。至急対応してほしい。
- ◆ 学校の冷暖房、バリアフリーも含めたトイレの改修などを進めてほしい。
- ◆ 通学時の安全や、学校内での安全確保(車との動線を分けるなど)も重要。

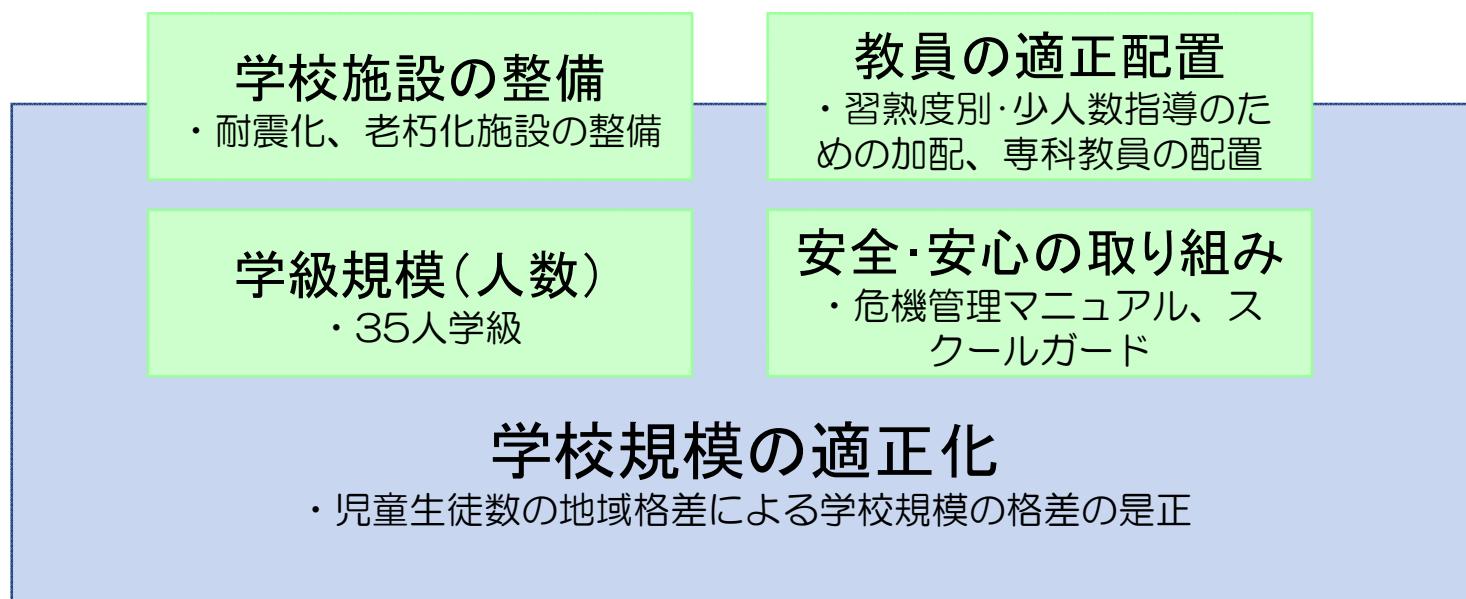
## 《教育環境の整備(学校規模の適正化)に関する主な意見》

- ◆ 学校規模の適正化については、各校区で地域性や事情も異なり、簡単に結論を出すべきではない。
- ◆ 今後の少子化を考えると、通学区域の調整や学校統廃合を行い、必要であればバス通学なども考えるべき。
- ◆ 校区をベースに、そこから広げた緩やかなブロックなどで選択肢を広げてはどうか。
- ◆ 小規模校に対する部活動などの対策が喫緊の課題である。

## 2. 教育環境の整備

### (1) 趣旨

人口減少社会、少子高齢化社会の進展と、明石市における年少人口の地域差などが拡大する中で、義務教育の機会の均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもたちの「生きる力」を培うことができる学校教育を将来にわたり保障する観点から、学校施設の適正立地をはじめ、教育環境の整備の方向性を明らかにする必要がある。



近年の少子化等の影響により、明石市内でも児童生徒数の地域差、小中学校間での学校規模の格差が拡大している。その結果、小規模校ではクラブ数の減少や、教師一人あたりにかかる児童生徒への指導以外の公務負担の増加、大規模校では施設の狭隘化や、教師がきめ細かな指導を行うことが困難になるなどの問題が生じている。また、学校の施設整備の面においても、その前提として学校規模が適正化されていることが望まれる。

## (2) 適正な学校規模について

学校規模については、「学校教育法施行規則」により、「小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と定められている。

文部科学省による学校規模の分類は以下のとおり。明石市では現在、過小規模校はなく、小規模校が小学校1校、中学校2校、大規模校が小学校2校、中学校2校、過大規模校が小学校2校となっている。

学校規模の区分	過小規模 (1～5学級)	小規模 (6～11学級)	適正規模 (12～18学級)	統合の場合の 適正規模 (19～24学級)	大規模 (25～30学級)	過大規模 (31学級以上)
明石市の小学校	0	1	17	6	2	2
明石市の中学校	0	2	6	3	2	0

なお、適正な学校規模に関連して、適正な通学距離の基準があり、「小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること」と定められている。明石市では最も遠い通学距離が小学校で2.40km（藤江小学校）、中学校で3.08km（魚住中学校）となっており、通学距離の基準を満たしている。

### (3) 小規模校、大規模校のメリット・デメリット

#### 小規模校(小規模化)

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>● 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>● 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。</li> <li>● 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。</li> <li>● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。</li> <li>● 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。</li> <li>● 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。</li> </ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> <li>● 異学年間の縦の交流が生まれやすい。</li> <li>● 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li> <li>● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</li> <li>● 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。</li> <li>● 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。</li> </ul>
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>● 学校が一体となって活動しやすい。</li> <li>● 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。</li> <li>● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。</li> <li>● 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。</li> <li>● 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</li> <li>● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者や地域社会との連携が図りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● P T A 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>

## 大規模校(大規模化)

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</li> <li>● 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。</li> <li>● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。</li> <li>● 児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい。</li> <li>● 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li> <li>● 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。</li> </ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。</li> <li>● 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。</li> <li>● 学校全体での組織的な指導体制が組みやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。</li> <li>● 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li> </ul>
学校運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。</li> <li>● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。</li> <li>● 校務分掌を組織的に行いやすい。</li> <li>● 出張、研修等に参加しやすい。</li> <li>● 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。</li> <li>● 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。</li> </ul>

資料:中央教育審議会初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会

## (4) 学校規模の適正化に向けた施策

<p>通学区域の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校の通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入するなど、通学区域の線引きを変更するもの。</li> <li>● 基本的には大規模校の通学区域を縮小し、小規模校の通学区域を拡大することになる。</li> <li>● 通学区域が拡大される場合は適正な通学距離についても留意が必要。</li> <li>● 通学区域の変更は、校区単位の地域活動等への影響も大きい。</li> </ul>	
<p>調整区域の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調整区域とは、特定の地域に住む児童生徒に限って、就学が指定されている学校が教育委員会が指定する調整校かのいずれかの選択ができる地域。</li> <li>● 一時的に児童生徒数や学級数の調整が可能だが、子ども会活動等に支障をきたしたり、兄弟姉妹で別の学校に通学する事態を招くことがある。</li> </ul>	
<p>学校の統廃合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模校を廃校し隣接する学校に統合する方法、隣接する複数校を廃校し新しい学校を設置する方法などがある。</li> <li>● 通学距離、地域活動等への影響は「通学区域の変更」と同様。</li> </ul>	
<p>学校選択制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育委員会が就学を指定している学校に行くか、別の学校に行くかを保護者および児童生徒の主体的な判断に基づいて選択する制度。</li> <li>● おおむね以下に大別される。そのうち、自由選択制は完全に自由な選択が可能、ブロック選択制、隣接区域選択制は、ブロック内や隣接区域の学校から選択できる形態だが、各学校で受入枠を設けるなど、極端な偏在が起きないようにしているところが多い。一方、特認校はへき地の小規模校などにおいて指定を行うパターンが多い（小規模特認校制度）。</li> </ul>	
	<p>自由選択制</p>	<p>当該市区町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの</p>
	<p>ブロック選択制</p>	<p>当該市区町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの</p>
	<p>隣接区域選択制</p>	<p>従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの</p>
	<p>特認校制</p>	<p>従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市区町村内のどこからでも就学を認めるもの</p>
<p>特定地域選択制</p>	<p>従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの（上記の調整区域とほぼ同じもの）</p>	

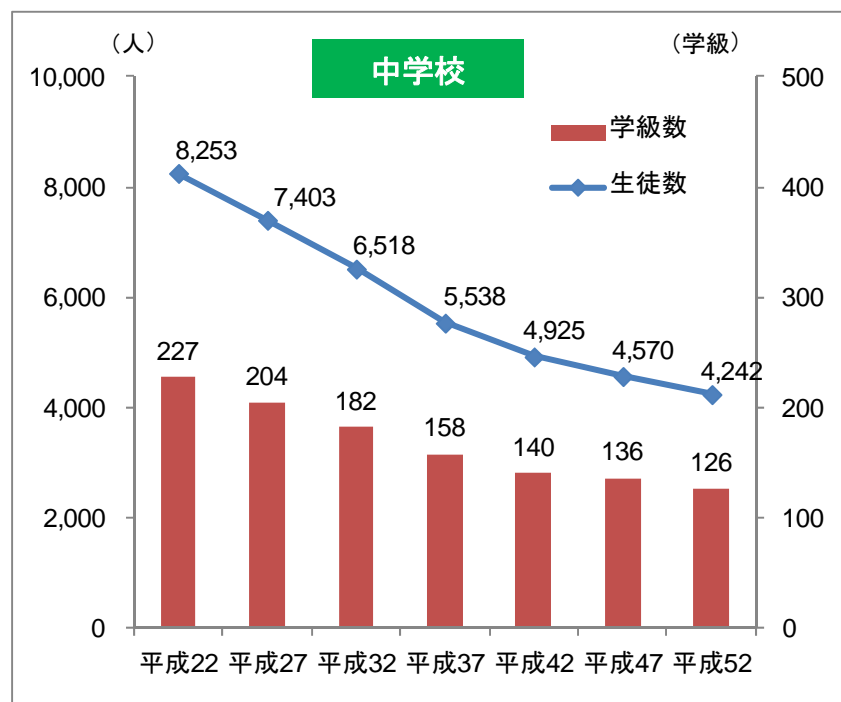
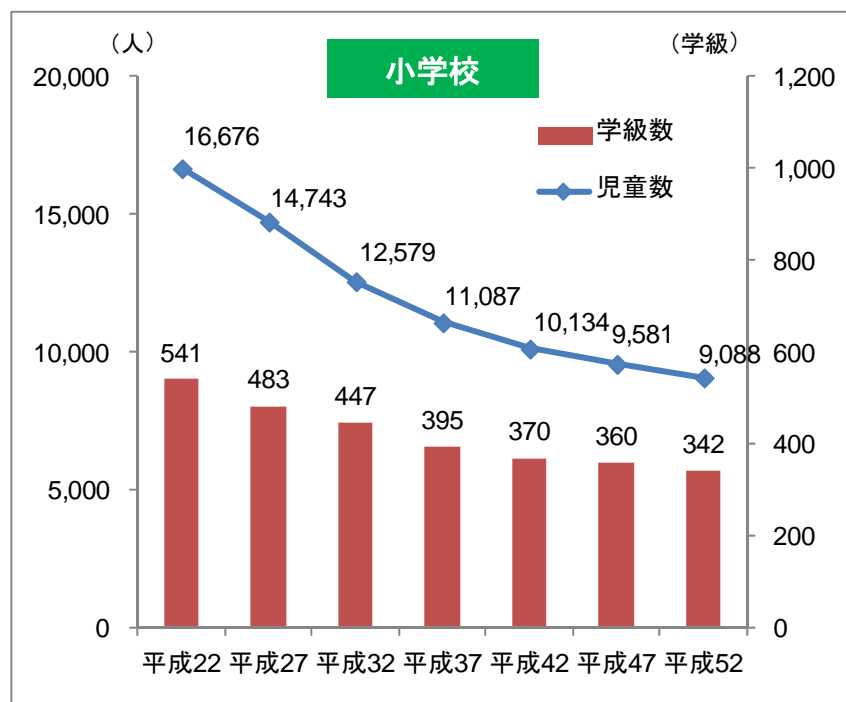


## (5) 学校規模の今後の動向について(将来推計)

全国的に人口減少社会、少子高齢化社会となっており、明石市においても、今後は人口が減少していくものと見込まれている。そのため、中長期的には、現在の学校配置を維持するとしても、大規模校はなくなり、小規模校が増えていくものと想定される。

このような中、学校の改修や修繕需要が継続的に発生する一方で、教育関係経費や維持保全費は減少していくものと見込まれるため、学校の数が減らない場合は1つの学校に充てる経費も減少すると想定される。学校規模の適正化については、このような状況も考慮に入れながら検討を行う必要がある。

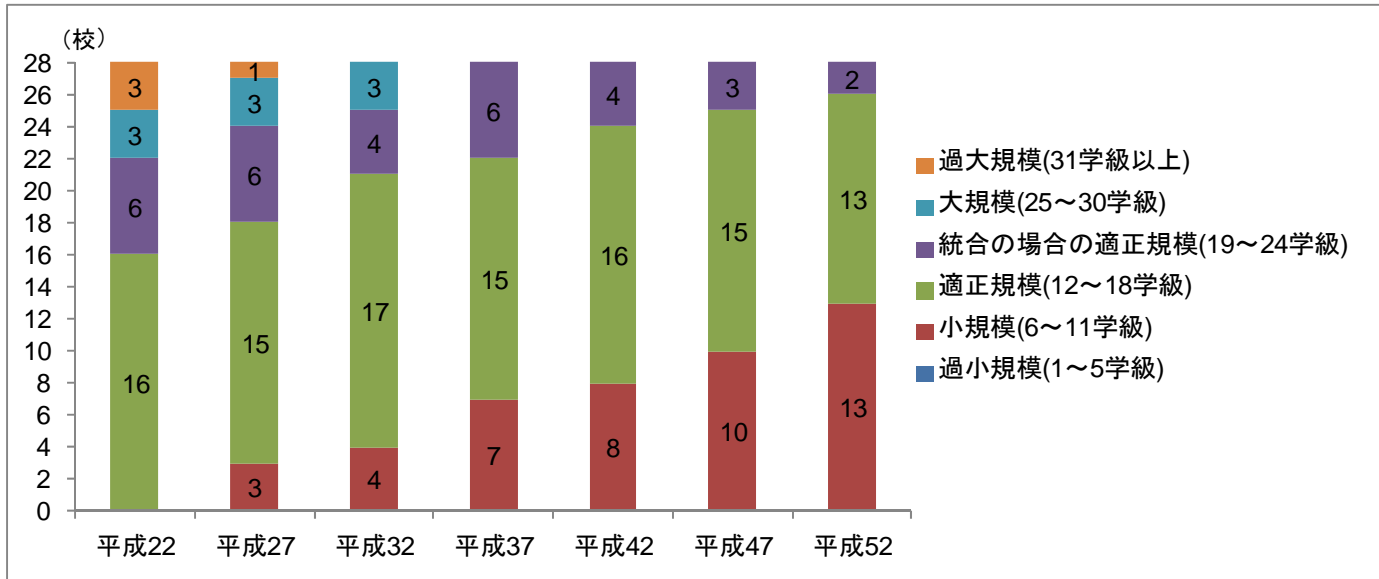
＜小中学校の児童生徒数・学級数の将来推計＞



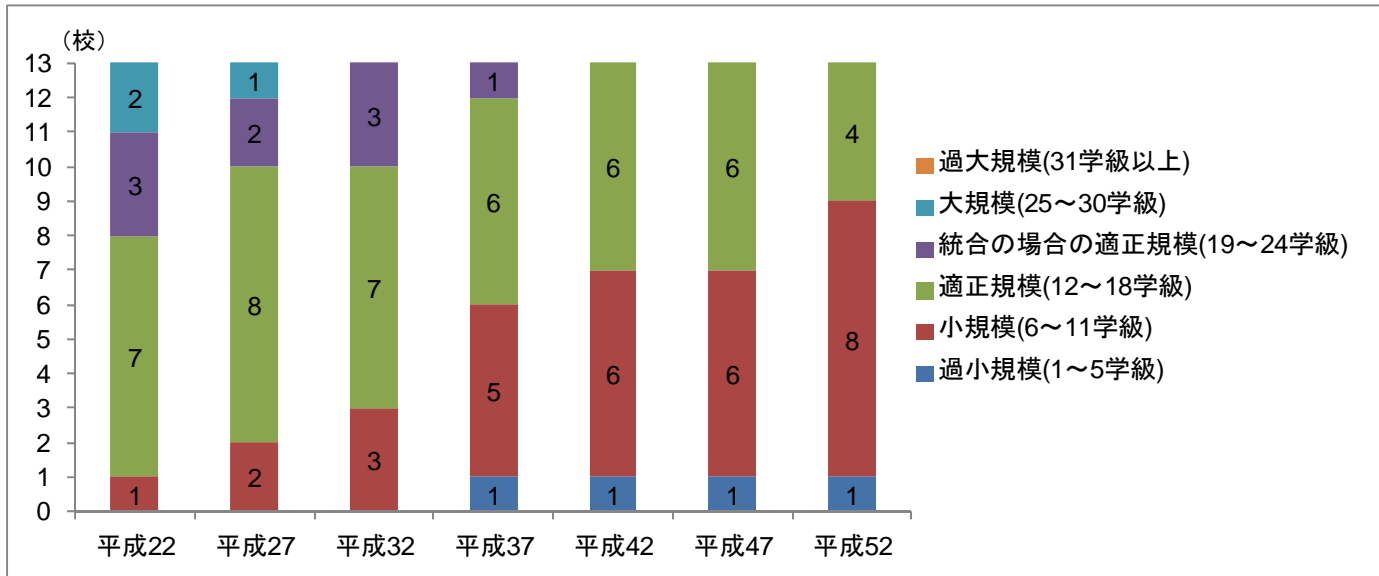
資料: 明石市

## ＜学校規模別小中学校数の将来推計＞

### 小学校



### 中学校



## (6) 学校規模適正化の事例

<p>通学区域の変更</p>	<p>大規模開発による人口急増地域などで行われることが多い。          (兵庫県内の主な事例)          西宮市 H20 大社小学校の一部校区を安井小学校、平木小学校に変更          H21 高須東小学校、高須南小学校の一部校区を高須小学校、高須西小学校に変更          尼崎市 H22 上坂部小学校の一部校区を名和小学校、立花小学校に変更</p>
<p>調整区域の設置</p>	<p>(兵庫県内の主な事例)          芦屋市 大原町、上宮川町、業平町は調整区域として山手小学校、岩園小学校に通学可能          前田町、清水町は調整区域として山手小学校、精道小学校に通学可能          陽光町8番20号(エスリード芦屋陽光町)は潮見小学校、浜風小学校に通学可能</p>
<p>学校の統廃合</p>	<p>都心部で少子高齢化が進む地域での統合、市町村合併にともなう統廃合などが多い。          (兵庫県内の主な事例)          H23 神戸市 楠中、湊中を統合して湊翔楠中に          洲本市 中川原中、州浜中を統合して州浜中に          H24 養父市 浅野小、広谷小を統合して広谷小に、小佐小、八鹿小を統合して八鹿小に          宍粟市 千種南小、千種北小を統合して千種小に          (明石市の事例)          H11 松が丘南小を松が丘小に統合</p>
<p>学校選択制</p>	<p>■東京都品川区          中学校を自由選択制としている。小学校は区内を4ブロックに分けたブロック選択制を導入。</p> <p>■愛媛県松山市          小中学校に隣接校区選択制を導入。また、通学に公共の交通機関を利用できる市内中心部の番町小学校、八坂小学校、東雲小学校と、豊かな自然の中で少人数による体験学習等を実践している五明小学校、立岩小学校を特認校とし、市内全域から通学可能としている。</p> <p>■栃木県宇都宮市          小中学校に、規模の大きな学校から小さな学校に通学できる隣接校区選択制を導入。「隣接する12学級以上の学校から11学級以下の学校へ」「隣接する25学級以上の学校から24学級以下の学校へ」のパターンのみでの選択ができる形としている。また、豊かな自然の中で少人数の特色ある授業を行っている清原北小学校、城山西小学校を特認校として、市内全域から通学可能としている。</p> <p>■その他          大阪市では、平成26年度から小中学校で学校選択制を導入予定。全国ではじめて複数校の希望ができるようになる模様。</p>

# 3. 参考資料

## (1) 学校規模の標準に関する規定等

### ■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。（同第79条により、中学校に準用）

### ■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

### ■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の一学級の児童又は生徒の数の標準は、次の表\*の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

\*別表で小学校、中学校の1学級標準を40人と規定

## (2) 明石市小中学校の建築年度、改修状況等

小学校

小学校名	建築年度	改修状況
明石	昭和53	改修中(～平成24)
松が丘	昭和42	改修済
朝霧	昭和45	改修予定(平成25～)
人丸	昭和34	改築予定(平成25～)
中崎	昭和55	改修中(～平成24)
大観	昭和42	改修済
王子	昭和44	改修中(～平成24)
林	昭和44	改修済
鳥羽	昭和45	改修中(～平成24)
和坂	昭和58	改修不要
沢池	昭和54	改修中(～平成24)
藤江	昭和43	改修済
花園	昭和44	改修中(～平成24)
貴崎	昭和44	改修済
大久保	昭和30	改修済
大久保南	平成10	改修不要
高丘東	昭和50	改修中(～平成24)
高丘西	昭和50	改修中(～平成24)
山手	昭和42	改修済
谷八木	昭和53	改修予定(平成25～)
江井島	昭和54	改修中(～平成24)
魚住	昭和45	改修中(～平成24)
清水	昭和55	改修予定(平成25～)
錦が丘	昭和48	改修済
錦浦	昭和46	改修済
二見	昭和38	改修済
二見北	昭和37	改修済
二見西	平成9	改修不要

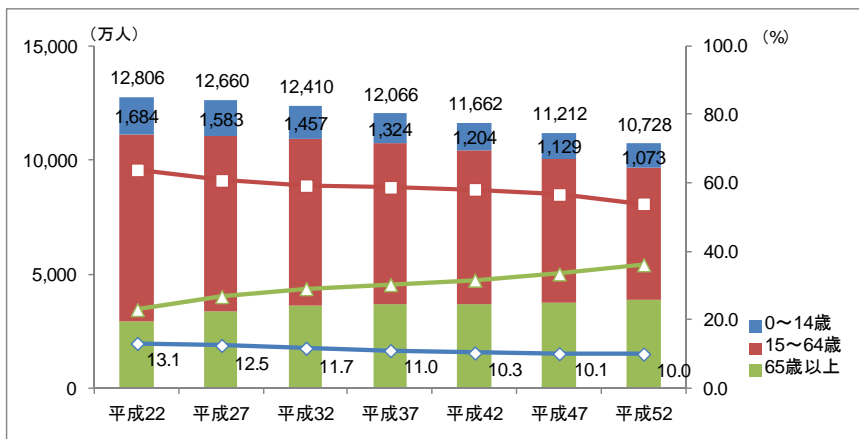
中学校

中学校名	建築年度	改修状況
錦城	昭和27	改修中(～平成24)
朝霧	昭和50	改修予定(平成25～)
大蔵	昭和43	改修済
衣川	昭和44	改修予定(平成25～)
野々池	昭和52	改修予定(平成25～)
望海	昭和46	改修中(～平成24)
大久保	昭和35	改修中(～平成24)
大久保北	昭和61	改修不要
高丘	昭和50	改修済
江井島	昭和53	改修予定(平成25～)
魚住	昭和32	改修中(～平成24)
魚住東	昭和56	改修済
二見	昭和47	改築中(平成24～)

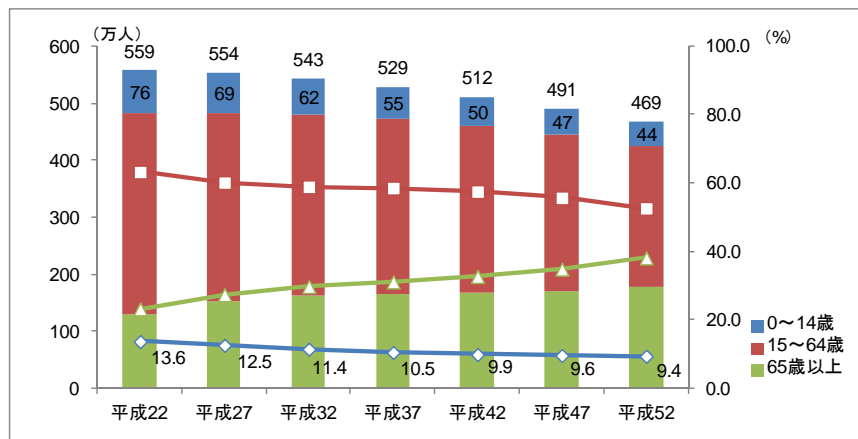
資料: 明石市

# (3) 全国、兵庫県、明石市の将来推計人口

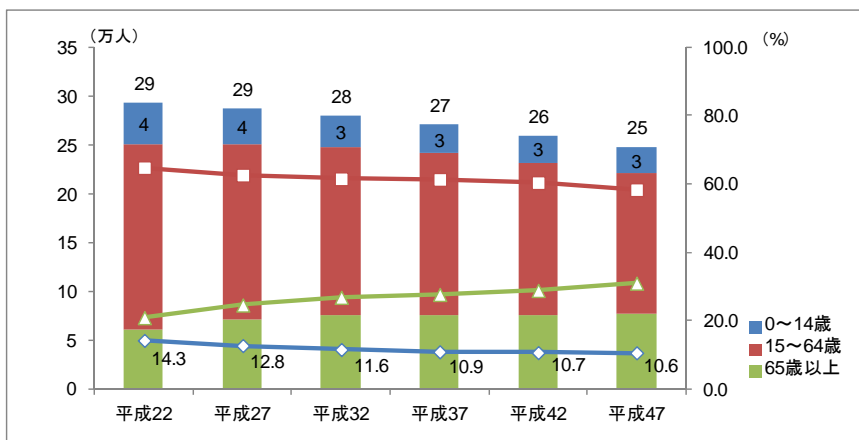
(全国)



(兵庫県)



(明石市)



資料：  
 全国 日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)平成24年1月  
 兵庫県 兵庫県の将来人口(兵庫県)平成20年5月  
 明石市 第5次長期総合計画(明石市)平成23年3月

## (4) 明石市小中学校における児童生徒数の将来推計値

小学校 小学校名	実績値←推計値 (人)						
	H24	H27	H32	H37	H42	H47	H52
明石	458	387	333	291	266	251	242
松が丘	382	358	308	269	246	232	218
朝霧	602	497	427	375	344	325	309
人丸	788	734	634	554	506	478	454
中崎	307	268	231	201	184	174	166
大観	259	267	230	202	184	174	165
王子	294	275	238	209	192	183	175
林	447	410	353	307	281	266	251
鳥羽	512	462	397	347	318	301	285
和坂	333	282	241	210	192	181	172
沢池	597	550	471	412	377	355	336
藤江	558	529	455	398	363	342	324
花園	446	386	334	294	268	254	240
貴崎	308	291	251	217	196	186	180
大久保	1,157	899	773	679	622	588	559
大久保南	1,115	1,026	880	772	707	669	632
高丘東	341	308	266	233	214	201	190
高丘西	470	393	336	293	268	254	240
山手	751	634	546	477	436	412	392
谷八木	401	374	320	281	255	243	230
江井島	964	1,007	867	755	690	653	618
魚住	749	738	635	558	509	481	453
清水	701	679	584	510	465	440	420
錦が丘	425	394	337	293	266	251	238
錦浦	927	846	727	638	583	551	523
二見	456	447	384	334	306	290	274
二見北	774	801	688	600	550	519	493
二見西	583	501	433	378	346	327	309
合計	16,105	14,743	12,679	11,087	10,134	9,581	9,088

中学校 中学校名	実績値←推計値 (人)						
	H24	H27	H32	H37	H42	H47	H52
錦城	198	174	153	129	115	107	100
朝霧	458	434	381	325	287	267	249
大蔵	563	469	413	351	311	289	269
衣川	536	482	424	361	321	298	276
野々池	688	654	576	490	435	404	374
望海	752	647	570	483	429	400	371
大久保	1,044	853	752	638	568	525	489
大久保北	524	442	389	332	295	275	255
高丘	384	354	312	266	236	218	202
江井島	624	500	441	374	334	309	288
魚住	972	848	746	633	565	523	484
魚住東	668	605	533	453	403	373	346
二見	983	941	828	703	626	582	539
合計	8,394	7,403	6,518	5,538	4,925	4,570	4,242

資料：明石市

## (5) 各小学校、中学校の児童・生徒数、学級数、教員数

小学校名	児童数	学級数	教員数	(人、学級)
				教員1人あたり児童数
明石	458	18	22	20.8
松が丘	382	14	18	21.2
朝霧	602	20	23	26.2
人丸	788	25	30	26.3
中崎	307	14	17	18.1
大観	259	12	14	18.5
王子	294	13	16	18.4
林	447	17	22	20.3
鳥羽	512	20	23	22.3
和坂	333	14	18	18.5
沢池	597	20	24	24.9
藤江	558	20	25	22.3
花園	446	17	20	22.3
貴崎	308	14	17	18.1
大久保	1,157	36	44	26.3
大久保南	1,115	35	42	26.5
高丘東	341	13	16	21.3
高丘西	470	18	21	22.4
山手	751	24	31	24.2
谷八木	401	14	18	22.3
江井島	964	32	37	26.1
魚住	749	26	30	25.0
清水	701	28	31	22.6
錦が丘	425	17	20	21.3
錦浦	927	31	37	25.1
二見	456	17	20	22.8
二見北	774	26	31	25.0
二見西	583	20	25	23.3
合計	16,105	575	692	23.3

資料：明石市(平成24年5月1日現在)

中学校名	生徒数	学級数	教員数	(人、学級)
				教員1人あたり生徒数
錦城	198	8	14	14.1
朝霧	458	14	25	18.3
大蔵	563	17	29	19.4
衣川	536	17	31	17.3
野々池	688	21	37	18.6
望海	752	23	40	18.8
大久保	1,044	30	49	21.3
大久保北	524	17	31	16.9
高丘	384	12	21	18.3
江井島	624	18	31	20.1
魚住	972	33	57	17.1
魚住東	668	20	33	20.2
二見	983	28	48	20.5
合計	8,394	258	446	18.8

資料：明石市(平成24年5月1日現在)

※教員数には校長、教頭、養護教諭等を含まない